

合 併 協 定 書

平成 1 7 年 2 月 2 日

三 木 市
吉 川 町

合 併 協 定 書

1 合併の方式

美囊郡吉川町を廃し、その区域を三木市に編入する編入合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年10月24日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、「三木市」とする。

4 新市の事務所の位置

(1) 新市の事務所の位置は、現三木市役所（三木市上の丸町10番30号）とする。

(2) 現吉川町役場（美囊郡吉川町吉安246番地）については、支所とする。

5 財産及び債務の取扱い

美囊郡吉川町の所有する財産、施設及び債務は、すべて三木市に引き継ぐものとする。

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項及び第3項の規定により、三木市の議会議員の残任期間、吉川町の区域に選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会議員の定数は3人とする。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

(1) 吉川町の農業委員会は、三木市の農業委員会に統合する。

(2) 農業委員会の委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、吉川町の農業委員会の選挙による委員のうち8名に限り、三木市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き三木市の農業委員会の選挙による委員として在任する。この場合において、8名の選出については、吉川町の農業委員で選挙による委員である者の互選による。

(3) 特例期間終了後の委員の定数については、合併後調整する。

8 地方税の取扱い

(1) 個人住民税の税率については、現行のとおりとし、納期については、平成18年度から三木市の制度に統一する。

- (2) 法人市民税の均等割については、現行のとおりとする。法人市民税の法人税割については、平成18年2月中に課税標準の算定期間の末日となる申告納付分から三木市の制度に統一する。
- (3) 固定資産税の税率については、現行のとおりとし、納期については、平成18年度から三木市の制度に統一する。
- (4) 軽自動車税の税率については、現行のとおりとし、納期及び減免制度については、平成18年度から三木市の制度に統一する。
- (5) 入湯税の税率については、現行のとおりとし、課税免除規定については、吉川町の制度に統一する。
- (6) 都市計画税については、合併後、吉川町全域における都市計画法に基づく市街化区域及び市街化調整区域の区分設定の可否を含めた、新市における総合的かつ長期的なまちづくりの視点に立って調整する。

9 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 吉川町の一般職の職員は、すべて三木市の一般職の職員として引き継ぐ。ただし、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- (2) 吉川町の一般職の職員の給与、任用、配置その他の身分の取扱いについては、三木市の職員との均衡を考慮し、公正に取り扱う。

10 地域審議会の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定による地域審議会については、設置しない。

11 新市建設計画

新市建設計画は、「新市まちづくり計画」に定めるところによるものとする。

12 特別職の職員の身分の取扱い

- (1) 吉川町の常勤の特別職（町長、助役及び教育長）については、合併の日の前日をもって失職する。
- (2) 吉川町のその他の非常勤の特別職については、合併の日の前日をもって失職する。ただし、合併後の審議会等の委員構成等については、適切な配慮措置を講じる。
- (3) 報酬等については、三木市の制度に統一する。

13 条例、規則等の取扱い

条例、規則等は、三木市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。

14 事務機構及び組織の取扱い

- (1) 事務機構及び組織については、市民サービスを維持向上させつつ、合併による行財政効果を生み出すことができるよう調整する。
- (2) 吉川支所の機能、組織機構については、住民アンケート結果、各事務事業調整結果を踏まえ、身近な窓口サービスの維持を基本として調整する。

15 一部事務組合等の取扱い

三木吉川農業共済事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務、財産及び債務を三木市に引き継ぐ。

16 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 各種施設の使用料については、次のとおりとする。
 - ア 同一または類似する施設の使用料については、合併後速やかに三木市の料金水準に統一する。
 - イ 両市町特有の施設については、現行のとおりとする。
- (2) 各種手数料については、合併時に三木市の制度に統一する。

17 公共的団体等の取扱い

公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整に努める。

- (1) 目的が同一または類似し、両市町に並存している団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- (2) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- (3) 独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。

18 各種団体への補助金、交付金等の取扱い

現行の各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情に配慮し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から、合併後速やかに、次のとおり調整する。

- (1) 同一あるいは同種の補助金については、統一の方向で調整する。
- (2) 独自の補助金等については、補助金等の目的を明確化し、従来の実績等を考慮し、均衡を保つよう調整する。
- (3) 整理統合できる補助金については、廃止できるよう調整する。

19 町、字の区域及び名称の取扱い

- (1) 三木市及び吉川町の大字または字の区域については、現行のとおりとする。
- (2) 三木市の大字名及び字名は現行のとおりとする。
- (3) 吉川町の大字名は、現行の大字名の前に現町名（吉川町）を付した大字名とし、字名については、現行のとおりとする。

20 市町の慣行の取扱い

- (1) 市章については、合併時に三木市の市章に統一する。
- (2) 市の花、推奨花については、合併時に三木市の市花、推奨花に統一する。吉川町の町花は、新市の推奨花とする。
- (3) 市の木については、現行のとおりとする。
- (4) 市旗については、合併時に三木市の市旗に統一する。
- (5) 市の歌については、合併時に三木市の市歌に統一する。
- (6) 市民憲章については、合併時に三木市の市民憲章に統一する。

21 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 国民健康保険税の税率については、それぞれ現行のとおりとし、平成18年度から三木市の制度に統一する。
- (2) 保険給付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (3) 国民健康保険運営協議会については、合併時に三木市の制度に統一する。

22 介護保険事業の取扱い

- (1) 第1号被保険者の保険料については、それぞれ現行のとおりとし、平成18年度に統一する。
- (2) 介護認定審査会は、合併時に三木市の制度に統一する。
- (3) 介護保険料の減免については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (4) 社会福祉法人等による利用者負担の減免措置については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (5) 介護保険運営協議会については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (6) 介護保険事業計画については、合併時に三木市の制度に統一する。

23 消防団の取扱い

- (1) 吉川町消防団は、合併時に三木市消防団に統合する。
- (2) 吉川町消防団の団員である者については、合併時に三木市消防団に引き継ぐものとし、組織については、合併時に三木市の制度に統一する。また、定数については、合併後5年以内に適正化を図る。
- (3) 消防団員報酬及び手当については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (4) 消防施設整備に対する補助金については、合併時に三木市の制度に統一する。

24 各種事務事業の取扱い

24-1 情報公開の取扱い

情報公開制度及び個人情報保護制度については、合併時に三木市の制度に統一する。

24-2 防災関係の取扱い

- (1) 地域防災計画については、合併後平成18年度に策定する。
- (2) 総合防災訓練については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (3) 三木市消防署吉川分署については、現行のとおりとする。
- (4) 消防事務に関する規約等については、合併時に廃止する。
- (5) 消防水利については、合併時に三木市の制度に統一する。

24-3 国際交流事業の取扱い

姉妹都市・友好都市については、合併後も交流を継続する。

24-4 納税関係の取扱い

吉川町の個人住民税及び固定資産税の納期前納付（報奨金）については、平成18年度から廃止する。

24-5 情報システム事業の取扱い

情報システム等は、原則として、合併時に三木市の現行システム等に統合する。ただし、合併時に統合することが困難なシステム等については、合併後、早期に統合する。

24-6 情報関係事業の取扱い

コミュニティー放送（エフエムみっきい）については、現行のとおりとし、放送エリアを吉川町全域に拡大するよう努める。

24-7 広聴広報関係事業の取扱い

- (1) 広聴については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 広報紙については、合併時に三木市の制度に統一する。

24-8 交通関係事業の取扱い

- (1) 吉川町のコミュニティバスについては、現行のとおりとする。
- (2) 吉川町の交通災害共済については、平成17年度で廃止し、兵庫県町交通災害共済組合から脱退する。
- (3) 防犯灯の設置及び維持管理については、未設置箇所の整備促進など制度の充実を図り、合併時に統一する。ただし、吉川町内分の防犯灯の維持管理については、管理主体を整理のうえ、平成18年度より適用する。

24-9 障害者福祉事業の取扱い

- (1) 福祉タクシー、福祉バス券交付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 重度身体障害者移動支援事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (3) 住宅改造助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (4) はり等施術助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (5) 重度心身障害者（児）介護手当支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。ただし、吉川町の現在の対象者については、平成18年度末までに統一する。
- (6) 手話通訳者設置・派遣事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

24-10 高齢者福祉事業の取扱い

- (1) 福祉バス券交付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 高齢者外出支援サービス事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (3) 家族介護手当等支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (4) 軽度生活支援事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (5) 寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業については、社会福祉協議会と調整のうえ、合併時に制度を統一する。
- (6) 高齢者等住宅改造助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (7) 訪問理容サービス助成事業については、社会福祉協議会と調整のうえ、合併時に制度を統一する。
- (8) 高齢者施設利用助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (9) 高齢者生活支援型ホームヘルプサービス利用助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (10) 配食サービス事業については、社会福祉協議会と調整のうえ、合併時に制度を統一する。
- (11) 福祉電話貸与事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (12) 緊急通報システム事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (13) 居宅寝たきり高齢者見舞い品事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

- (14) 金婚夫婦祝賀事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (15) 敬老祝金支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (16) ひとり暮らし高齢者と青少年交流事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (17) 敬老会事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。
- (18) 高齢者大学、ことぶき学級については、現行のとおりとする。
- (19) 在宅介護支援センター運営事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

24-11 児童福祉事業の取扱い

- (1) 児童手当については、現行のとおりとする。
- (2) 児童扶養手当については、現行のとおりとする。
- (3) 児童センター、児童館については、現行のとおりとする。
- (4) 保育所保育料については、平成18年度から統一する。
- (5) 吉川町立保育所については、現行のとおり三木市に引き継ぎ、平成18年度から制度を統一する。
- (6) 次世代育成支援対策推進行動計画については、合併時に三木市の計画に統一する。
- (7) 家庭児童相談室については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (8) 肢体不自由児等の療育については、合併後、新市で支援する。吉川町は、北播磨肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園から、合併の日の前日に脱退する。

24-12 その他各種福祉制度の取扱い

- (1) 在日外国人高齢者特別給付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 在日外国人身障者特別給付事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (3) 福祉年金事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (4) 三木市の合同慰霊祭については、合併後新市の合同慰霊祭として実施する。吉川町の追悼式については、地区慰霊祭として継続する。
- (5) 市立屋内ゲートボール場については、現行のとおりとする。
- (6) 高齢者福祉センターについては、現行のとおりとする。
- (7) 福祉会館については、現行のとおりとする。
- (8) 市立デイサービスセンターについては、現行のとおりとする。

- (9) 地域交流委託事業については、合併後5年を目途に廃止する。
- (10) 災害弔慰金・見舞金支給事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

24-13 健康づくり事業の取扱い

- (1) 三木市の健康福祉フェスティバルについては、新市全体のイベントとして存続する。吉川町の健康福祉まつりについては、地域活動として形を変えて存続する。
- (2) 三木市総合保健福祉センター、吉川町健康福祉センターについては、現行のとおりとする。
- (3) 吉川町の健康プールについては、現行のとおりとする。
- (4) 吉川町の健康医療相談所については、現行のとおりとする。
- (5) 成人・老人保健事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。
- (6) 母子保健事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。
- (7) 予防接種事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。
- (8) 高齢者インフルエンザ事業については、平成18年度から三木市の制度に統一する。

24-14 人権（同和）対策関係事業の取扱い

- (1) 人権尊重まちづくり基本計画については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 人権教育総合推進事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (3) 人権教育指導専門員・指導員については、合併後1年以内に三木市の制度に統一する。
- (4) 人権啓発イベントについては、合併時に三木市の制度に統一する。
- (5) 人権・同和教育協議会については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (6) 隣保館については、現行のとおりとする。

24-15 社会福祉協議会の取扱い

社会福祉協議会の統合については、両市町社会福祉協議会の合併協議に委ねる。

24-16 保健衛生関係事業の取扱い

- (1) 環境保全条例については、合併時に三木市の制度に統一する。

- (2) 合併処理浄化槽設置整備補助事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (3) 水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、平成18年度から三木市の制度に統一する。ただし、平成17年度末までの吉川町の融資あっせん制度利用者に対する利子補給は、返済終了まで継続する。
- (4) 福祉医療制度については、合併時に三木市の制度に統一する。ただし、母子福祉医療事業については、合併後2年以内に三木市の制度に統一する。

24-17 農林水産関係事業の取扱い

- (1) 水田農業構造改革対策（転作）については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 土地改良事業受益者負担割合については、合併時に三木市の制度に統一する。ただし、継続事業については、現行のとおりとする。
- (3) 国営東播用水土地改良事業については、現行のとおりとする。ただし、転用決裁金は合併時に三木市の制度に統一する。
- (4) 農業振興関係については、次のとおりとする。
 - ア 土地改良事業補助については、合併時に三木市の制度に統一する。
 - イ 農業振興助成事業については、合併時に再編する。
 - ウ 集落営農推進事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
 - エ 農業制度資金については、合併時に三木市の制度に統一する。
 - オ 農業イベントについては、合併時に三木市の制度に統一する。
- (5) 山田錦の館については、現行のとおりとする。
- (6) 農業集落排水事業については、次のとおりとする。
 - ア 分担金については、合併時に三木市の制度に統一する。
 - イ 使用料については、合併時に三木市の制度に統一する。
 - ウ 吉川町の水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、平成18年度から廃止する。ただし、平成17年度末までの吉川町の融資あっせん制度利用者に対する利子補給は、返済終了まで継続する。

24-18 商工観光関係事業の取扱い

- (1) 中小企業等融資制度については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 勤労者住宅資金融資制度については、合併時に三木市の制度に統一する。

24-19 都市計画関係事業の取扱い

- (1) 都市計画については、合併後5年以内に調整する。
- (2) 開発指導については、合併時に三木市の制度に統一する。

24-20 建設関係事業の取扱い

- (1) 建築行為等指導については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 道路認定及び河川指定については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (3) 占用料については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (4) 市営住宅については、現行のとおりとする。

24-21 水道事業の取扱い

- (1) 水道料金については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 水道給水分担金については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (3) 水道工事負担金については、合併時に三木市の制度に統一する。

24-22 下水道事業の取扱い

- (1) 下水道事業については、現認可期間である平成18年度までは現行のとおりとする。平成19年度以降の計画については、合併後策定する。
- (2) 受益者負担金については、合併後5年を目途に三木市の制度に統一する。
- (3) 使用料については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (4) 水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、平成18年度から三木市の制度に統一する。ただし、平成17年度末までの吉川町の融資あっせん制度利用者に対する利子補給は、返済終了まで継続する。

24-23 市町立学校等の通学区域の取扱い

小・中学校の通学区域については、現行のとおりとする。

24-24 学校教育関係の取扱い

- (1) 教育相談事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (3) 奨学金支給事業については、平成18年度までに新たな制度を検討する。

- (4) 学校給食事業については、合併後５年以内を目途に調査検討し、実施する。それまでは現行のとおりとする。
- (5) 吉川町立幼稚園については、現行のとおり三木市に引き継ぎ、合併後３年以内に新たな制度を検討する。

24-25 社会教育関係の取扱い

- (1) 住民学習（人権学習）については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (2) 成人式については、合併後は統一して実施する。
- (3) 図書館については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (4) 吉川町中央公民館は、三木市の公民館として引き継ぐ。
- (5) 勤労青少年ホームについては、現行のとおりとする。
- (6) 市民運動場・町民体育館については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (7) 野外活動振興事業（三木ホースランドパーク エオの森）については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (8) 両市町主催のスポーツ大会については、現行のとおりとする。体育協会等が主催する大会については、両市町の体育協会及び種目協会等に委ねる。
- (9) 財団法人三木市スポーツ振興基金の事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (10) スポーツクラブ２１については、現行のとおりとする。
- (11) 吉川町の地区体育推進員については、活動方法を自治会等による自主運営に移行する。
- (12) 文化財については、合併時に三木市の制度に統一する。

24-26 イベント関係の取扱い

- (1) 金物まつりについては、現行のとおりとする。
- (2) 吉川町ふるさとまつりは、平成１９年から地域活動として、自治会・公民館を中心に実施する。花火大会については、平成１９年から三木市に一本化する。
- (3) 墨華香るまちフェスティバルについては、現行のとおりとする。
- (4) 吉川町民体育祭については、自主的な地域活動の事業として継続する。
- (5) 吉川町の文化祭については、自主的な地域活動の事業として継続する。

24-27 行政区（自治会・行政連絡機構）関係の取扱い

行政区（自治会・行政連絡機構）制度については、合併時に三木市の制度に統一する。

24-28 塵芥処理の取扱い

- (1) 廃棄物処理施設については、次のとおりとする。
 - ア ごみ焼却施設については、合併後速やかに三木市の施設に統合し、吉川町の施設は休止する。両市町の埋立処分場については、継続する。
 - イ 両市町のし尿処理施設については、継続する。
- (2) ごみの収集については、両市町の体制で新市に引継ぎ、平成18年度末までに調整する。
- (3) 廃棄物処理手数料については、両市町の額で新市に引継ぎ、ごみの減量化等を考慮して、平成18年度末までに調整する。
- (4) ごみの減量化・資源化については、次のとおりとする。
 - ア 資源化ごみ集団回収運動奨励事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
 - イ 生ごみ処理機等助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

25 その他必要な事項の取扱い

- (1) 投票所については、現行のとおりとする。
- (2) 期日前投票所については、現行のとおりとする。
- (3) 指定金融機関等については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (4) 借地については、合併までに解消に努める。
- (5) C I 計画については、合併時に再編する。
- (6) 新婚世帯家賃補助事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- (7) 国民体育大会の実行委員会については、現行のとおりとし、実施本部については、合併時に再編する。

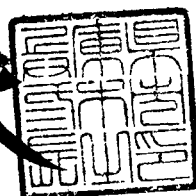
調 印 書

三木市及び美囊郡吉川町は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 5 2 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4
0 年法律第 6 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく三木市・吉川町合併協
議会において、上記のとおり合併に関する協議が整い、両市町長が確
認をしたので、ここに署名調印する。

平成 1 7 年 2 月 2 日

三木市長

加古秀夫



吉川町長

岩波

